作成日：令和 7(2025)年 2 月 21 日

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 ガバナンス・コード（第 4.1 版）」の適合（遵守）状況点検について（報告）

１．序文

学校法人船田教育会及びその設置する作新学院大学並びに作新学院大学女子短期大学部は、日本私立大学協会の指針に則した「私立大学版ガバナンス・コード」を策定し、その確保に努めております。

２．点検結果

本点検は、当該ガバナンス・コードの項目ごとにその遵守状況を 3 つの評価基準（○：全項目実施、△：一部項目未実施、×：全項目未実施）に段階的に分けて評価しました。結果は以下のとおりです。

第１章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	遵守状況
１－１　建学の精神 建学の精神･理念と、それらに基づく人材像については本学ホームページや大学案内､自己点検評価書等に記述するなど広く社会に公表している。	○
１－２　教育と研究の目的（私立大学の使命） ⑴　建学の精神・理念に基づく教育目的等 学則や本学ホームページ、大学案内、自己点検評価書等に記述するなど広く社会に公表している。 ⑵　中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて 「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部中長期計画」（第 2 次）は令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とし、うち前期 5 年間（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度）を第Ⅰ期と位置付け、その進捗状況は点検･評価を行い、年ごとの「学校法人船田教育会事業計画書」「学校法人船田教育会事業報告書」により、その一部は公表している。 ⑶　私立大学の社会的責任等 前述の中長期計画に基づく運営基盤整備を行い､学生を最優先に	○

考え、ステークホルダーとの関係や公共性・地域貢献等や多様性への対応を意識した取組を行っている。	
第２章　安定性・継続性(学校法人運営の基本)	遵守状況
２－１　理事会 「学校法人船田教育会寄附行為」等により定められ、適切に運営されている。	○
２－２　理事 前出「寄附行為」等の定めにより、⑴から⑶にある理事の責務が明確化されている。**但し、「⑷理事への研修機会の提供と充実」が十分でないため、各種研修等への参加の機会を設けるよう努める。**	△
２－３　監事 前出「寄附行為」や「学校法人船田教育会監事監査規則」等の定めにより、監事の責務、選任、監査基準を遵守し、支援体制、常勤監事の整備に向け取り組んでいる。	○
２－４　評議員会 ⑴から⑷について、前出「寄附行為」等の定めにより諮問機関としての役割を果たし、適切に運営している。	○
２－５　評議員 ⑴は前出「寄附行為」等の定めにより適切に選任され、職責を果たしている。**但し、「⑵評議員への研修機会の提供と充実」が十分でないため、各種研修等への参加の機会を設けるよう努める。**	△
第３章　教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	遵守状況
３－１　学長 学則に示す目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。学長補佐体制も学則等の定めにより、明確に運営している。	○
３－２　教授会 学校教育法に基づき学則､各教授会規程及び各研究科委員会規程等により定められ、明確に運営している。	○
第４章　公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)	遵守状況
４－１　学生に対して 建学の精神・理念に基づく３つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を明確に記し、本学ホームページ等で公表している。	○

４－２　教職員等に対して ⑴　教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。 ⑵　UD：全構成員による、建学の精神（理念）に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組を推進した。 ①　BD：常務理事は前出「寄附行為」等並びに「事業計画」等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示し、監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告している。 ②　FD：3 つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、自己点検評価と FD 研修基本方針を定め、計画的に実施している。 ③　SD：全ての教員・事務職員等はその専門性と資質向上のための SD 研修基本方針を定め、計画的に実施している。	○
４－３　社会に対して ⑴　認証評価及び自己点検・評価は、学則、大学評価委員会規程等により、法に定められた認証評価、自己点検評価等を踏まえた改善・改革の PDCA サイクル実施について、本学ホームページ等で公開している。 ⑵　地域協働広報センター等を通じて、教育・研究活動の多様な成果を社会還元し、「知の拠点」として大学の役割を果たし、日常的に地域社会と減災活動に取り組み、環境問題に配慮した省エネルギーやゼロカーボン社会実現への取り組みを行っている。	○
４－４　危機管理及び法令遵守 ⑴　危機管理体制の整備では、 ①　大学・短期大学部危機管理規程や大学・短期大学部キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程、大学・短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程等を整備している。 ②　大学・短期大学部学生の厚生・指導に関する規程、大学・短期大学部個人情報に関する基本方針等が整備されている。 ③　中長期計画に示されている。 ⑵　法令順守のための体制整備では、	○

①　本学では、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守し、組織的に取り組んでいる。 ②　大学・短期大学部キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程の定めにより、通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し本学ホームページに掲載すると共に、通報者の保護を図ることを定めている。	
第５章　透明性の確保（情報公開）	遵守状況
５－１　情報公開の充実 ⑴　本学は高等教育を担う公共性の高い機関であることを自認し、法人運営・教育研究活動の透明性を確保すべく、情報発信を行っている。 ⑵　法律上公開が定められていない情報についても、教育・研究に資する情報公開として「海外の協定校」「大学間連携」「地域連携及び産学官連携」等を本学ホームページ等で公開している。 ⑶　情報公開の工夫等は、本学ホームページ等の他に、「大学ポートレート」や各種パンフレット等の印刷物も活用している。	○

３．改善の方向性

遵守状況に於いて「一部項目未実施」（△印）となったものについては、実行可能な具体的研修方策を検討する。

以上